

# 特定施設一覽

施設名	規模要件等
1 金属加工機	
イ 圧延機械	原動機定格22.5kW以上
ロ 製管機械	-
ハ ベンディングマシン	ロール式 原動機定格3.75kW以上
ニ 液圧プレス(油圧プレス・水圧プレス)	矯正プレスを除く
ホ 機械プレス	呼び加圧294kN以上
ヘ せん断機(シャー)	原動機定格3.75kW以上
ト 鍛造機	-
チ ワイヤフォーミングマシン	-
リ ブラスト	タンブラストを除く 密閉式を除く
ヌ タンブラー	-
ル 切断機	といし使用
2 空気圧縮機 送風機(ファン、ブロウ)	原動機定格7.5kW以上 冷凍機は除き、排風機を含む
3 破砕機(クラッシャー) 摩砕機(ミル) ふるい、分級機	土石、鉱物用 原動機定格7.5kW以上
4 織機	原動機使用
5 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除く 混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上
ロ アスファルトプラント	混練容量200kg以上
6 穀物用製粉機	ロール式 原動機定格7.5kW以上
7 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	-
ロ チッパー	原動機定格2.25kW以上
ハ 碎木機	-
ニ 帯のこ盤	製材用:原動機定格15kW以上(※) 木工用:原動機定格2.25kW以上
ホ 丸のこ盤	製材用:原動機定格15kW以上(※) 木工用:原動機定格2.25kW以上
ヘ かな盤	原動機定格2.25kW以上
8 抄紙機	-
9 印刷機械	原動機使用
10 合成樹脂用射出成形機	-
11 鋳造型機	ジョルト式

※製材用:原木を角材や板材に加工するためのもの  
木工用:製材された材木をさらに加工するためのもの